

# 一般社団法人埼玉県建築士事務所協会 事務所登録等事務規程

## (趣 旨)

第1条 この登録等事務規程（以下「規程」という。）は、一般社団法人埼玉県建築士事務所協会（以下「本会」という。）が、建築士法（昭和25年法律第201号、以下「法」という。）第26条の3に定める指定事務所登録機関として行う建築士事務所の登録の実施に関する事務、登録簿及び第23条の9第三号に掲げる書類を一般の閲覧に供する事務（以下「事務所登録等事務」という。）の実施について、第26条の3第3項で準用する第10条の9の規定に基づき必要な事項を定める。

## (事務所登録等事務の基本方針)

第2条 事務所登録等事務は、建築士法関係規定によるほか、この規程により、公正かつ適正に実施するものとする。

## (事務所登録等事務を行う時間及び休日)

第3条 事務所登録等事務を行う時間は、休日を除き、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の休日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 三 12月29日から翌年の1月3日まで
- 四 その他別に定める日

## (事務所登録等事務を行う事務所の所在地及び区域)

第4条 事務所登録等事務を行う事務所の所在地は、埼玉県さいたま市南区鹿手袋4丁目1番7号（埼玉建産連会館内）とし、その事務を行う区域は、埼玉県全域とする。

## (事務所登録等事務の業務内容)

第5条 実施する事務所登録等事務は、次の業務とする。

- 一 法に基づく一級建築士事務所、二級建築士事務所及び木造建築士事務所の次の登録事務（以下「事務所登録事務」という。）
  - イ 新規登録
  - ロ 更新登録
  - ハ 変更届及び廃業等届の登録並びに登録の抹消
  - ニ 取消し、戒告、閉鎖の処分及びこれらを受けた年月日の登録
- 二 登録簿及び法第23条の9第三号に掲げる次の書類を一般の閲覧に供する事務（以下「登録簿等の閲覧事務」という。）
  - イ 一級建築士事務所登録簿、二級建築士事務所登録簿及び木造建築士事務所登録簿
  - ロ その他建築士事務所に関する書類で国土交通省令で定めるもの
- 三 建築士事務所登録に関する証明書の発行事務（以下「証明書発行事務」という。）

(事務所登録等事務の実施方法)

第6条 事務所登録等事務は、この規程の定めにより実施する。この規程はあらかじめ埼玉県知事の認可を受けるものとし、これを変更しようとするときも同様とする。

2 前条に掲げる事務所登録等事務の全部又は一部を休止、又は廃止しようとするときは、あらかじめ埼玉県知事の許可を受けるものとする。

3 事務所登録等事務は、一般財団法人建築行政情報センターの「建築行政共用データベースシステム」を活用して実施する。

(事務所登録等事務の実施体制)

第7条 事務所登録等事務の運営、責任、権限及びこれらの維持の方法並びに実施体制については、別に定める。

2 事務所登録等事務に従事する職員は、その職務の執行にあたって厳正、かつ公正を旨とし、不正の行為のないようにしなければならない。

(事業計画等)

第8条 事業年度ごとに、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、理事会の議決を得て、毎事業年度開始前に、埼玉県知事の認可を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

2 事業年度ごとに、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、総会の承認を得て、毎事業年度経過後三月以内に埼玉県知事に提出する。

(事務所登録事務の実施)

第9条 第5条第一号に定める事務所登録事務は、別に定める一般社団法人埼玉県建築士事務所協会事務所登録事務取扱要領に従い実施する。

(事務所登録事務の処理期間)

第10条 前条に定める事務所登録事務の処理期間は、事務所登録事務の内容に応じた標準的な期間を別に定め、開示するものとする。

(登録簿等の閲覧事務)

第11条 第5条第二号に定める登録簿等の閲覧事務は、次により行う。

一 登録簿等の閲覧は、閲覧をしようとする者から登録簿等閲覧申請書を提出させる。

二 登録簿等の閲覧は、第3条第1項に定める時間内に、第4条に定める事務所の指定する場所で行わせ、それ以外の場所への持ち出し、又は汚損等をさせてはならない。

三 閲覧する者が、次のいずれかに該当するときは、閲覧を中止させ、又は禁止するものとする。

イ この規程に反し、又は指示に従わない者

ロ 登録簿等を汚損し、若しくは棄損し、又はそのおそれがある者

ハ 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある者

(証明書発行事務)

第12条 第5条第三号に規定する証明書発行事務は、次により行う。

- 一 証明書の発行は、発行を受けようとする者から所定の証明書発行願を提出させる。
- 二 証明書の発行は、第3条第1項に定める時間内に、第4条に定める事務所で行う。

(手数料の額及び納入方法)

第13条 第5条第一号及び第三号に係る手数料の額は、埼玉県手数料条例に定めるところによる。

- 2 第5条第二号に係る手数料の額は、別に定めるところによる。
- 3 第1項及び第2項に係る手数料は、現金により納入させるものとする。

(報告等)

第14条 事務所登録等事務の適正かつ確実な実施を確保するために、別に定める様式による事務所登録等事務報告書を定期的に埼玉県知事へ提出する。

- 2 事務所登録等事務の適正な実施のために必要な事項は、埼玉県知事に照会することができる。

(帳簿の備付け等)

第15条 国土交通省令の定めるところにより、事務所登録等事務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存する。

(秘密の保持義務等)

第16条 本会の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、事務所登録等事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第17条 事務所登録等事務を行うにあたっては、一般社団法人埼玉県建築士事務所協会個人情報管理規程に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(申請書類及び登録簿等の保管及び保存)

第18条 事務所登録等事務に係わる申請書類及び登録簿等は、適正に保管及び保存しなければならない。

- 2 前項に掲げる申請書類等の保存期間は、埼玉県の定める文書保存期間とする。
- 3 第1項の保存は、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法、その他人の知覚によって認識することのできない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて直ちに表示することができるようにして行うことができる。

附 則

この規程は、埼玉県知事の認可のあった日（平成25年4月1日）から施行する。

# 一般社団法人埼玉県建築士事務所協会 事務所登録事務取扱要領

一般社団法人埼玉県建築士事務所協会事務所登録等事務規程第9条に定める一般社団法人埼玉県建築士事務所協会事務所登録事務取扱要領は、次のとおりとする。

(登録の申請)

第1条 登録申請者から提出された書類について、正本、副本及び添付書類の有無並びに確認及び照合を行うものとする。

## 一 法令提出書類

- イ 建築士事務所登録申請書（第五号書式）
- ロ 業務概要書（第六号書式添付書類(イ)）
- ハ 略歴書（第六号書式添付書類(ロ)）
- ニ 管理建築士講習修了証（写し）
- ホ 誓約書（第六号書式添付書類(ハ)）
- ヘ 法人の場合、定款及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（直近3ヶ月以内）

## 二 提出に必要な付属書類

- イ 開設者の住民票（直近3ヶ月以内）～個人の場合～
- ロ 管理建築士の建築士免許証（原本提示及び写し）
- ハ 管理建築士の住民票（直近3ヶ月以内）

## 三 必要に応じ提出を求める書類

- イ 管理建築士の要件（専任）を確認するための書類（次のうちいずれか一つを提出又は提示）
  - イ-1 登録申請日の6ヶ月前まで他の事業所等に勤務していた場合  
前職場の退職証明書又は雇用保険被保険者離職票の写し
  - イ-2 その他の場合（以前から現在の勤務先である場合等）  
管理建築士の給与台帳又は源泉徴収票（写し）又は健康保険証（写し）又は雇用保険証及び雇用保険資格取得等確認通知書。ただし、勤務地が記載されていない場合は在籍証明書等を添付すること。又は確定申告書の写し（自営業の場合）（直近のもの）又は建設業許可通知及び専任技術者証明書の写し（管理建築士が建設業許可に係る専任技術者を兼ねる場合）（ただし、建築士事務所と同一所在地のものに限る）
- ロ 事務所の所在確認の場合（次のうちいずれか一つを提出）
  - (1) 自己所有  
固定資産評価証明書、建物の権利書、建物の売買契約書、建物の登記簿謄本
  - (2) 賃貸  
賃貸契約書（写し）又は使用承諾書（写し）

2 登録の申請があった場合は、建築士事務所登録簿に登録するとともに、登録申請書（正本、副本）の第五号書式の※登録年月日及び登録番号に、登録年月日及び登録番号を記入し、登録申請書（副本）を登録申請者に交付する。

(登録の更新)

第2条 登録している建築士事務所の開設者に対して、登録期限の通知を有効期間満了日の60日前に行う。

2 更新登録の申請がなかったときは、事務所登録を抹消し、建築士事務所の開設者であった者に通知する。

(登録事項変更の届出)

第3条 建築士事務所の開設者から提出された書類について、正本、副本及び添付書類の有無並びに確認及び照合を行う。

2 建築士事務所登録事項変更届を提出させ、次に掲げる変更事由に必要な書類の確認等を行う。

一 所在地変更の場合(必要に応じ提出を求める書類)

イ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

(直近3ヶ月以内)～法人で事務所所在地が本店の場合～

ロ 事務所所在地の確認

(1) 自己所有

固定資産評価証明書、建物の権利書、建物の売買契約書、建物の登記簿謄本のうち1点

(2) 賃貸

賃貸契約書(写し)又は使用承諾書(写し)

二 組織変更(有限から株式へ)の場合

イ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

(直近3ヶ月以内)

三 管理建築士変更の場合

イ 管理建築士の略歴書(第六号書式添付書類(ロ))

ロ 管理建築士の建築士免許証(原本提示及び写し)

ハ 管理建築士講習修了証(写し)

ニ 管理建築士の住民票(直近3ヶ月以内)

ホ 管理建築士の要件(専任)を確認するための書類(次のうちいずれか一つを提出又は提示)

ホー1 登録申請日の6ヶ月前まで他の事業所等に勤務していた場合

前職場の退職証明書又は雇用保険被保険者離職票の写し

ホー2 その他の場合(以前から現在の勤務先である場合等)

管理建築士の給与台帳又は源泉徴収票(写し)又は健康保険証(写し)又は雇用保険証及び雇用保険資格取得等確認通知書。ただし、勤務地が記載されていない場合は在籍証明書等を添付すること。又は確定申告書の写し(自営業の場合)(直近のもの)又は建設業許可通知及び専任技術者証明書の写し(管理建築士が建設業許可に係る専任技術者を兼ねる場合)(ただし、建築士事務所と同一所在地のものに限る)

へ 所属建築士変更事項

四 建築士事務所(法人)の役員の氏名及び役名の変更の場合

イ 登録申請者の略歴書(第六号書式添付書類(ロ))～登録申請者が変更の場合～

ロ 登録申請者の誓約書（第六号書式添付書類(ハ)）

ハ 役員名簿

ニ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

（直近3ヶ月以内）～変更内容がわかるもの～

五 事務所名称の変更の場合

イ 個人開設者氏名の変更の場合（開設者変更は新規登録）

開設者の戸籍抄本

ロ 法人名称の変更の場合

登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（直近3ヶ月以内）

六 所属建築士の変更の場合

イ 所属建築士の変更事項

3 登録事項変更の届出があった場合は、変更事項を登録簿に記載し、変更届副本を建築士事務所の開設者に送付する。

（廃業等の届出）

第4条 建築士事務所の開設者であった者等の届出者から提出された書類について、正本、副本及び添付書類の有無並びに確認及び照合を行う。

2 建築士事務所廃業等届を提出させ、第一号及び第二号は口頭による確認とし、第三号及び第四号についてはいずれかの書類を提出させる。

一 個人登録の開設者が死亡した場合

二 開設者が破産手続開始の決定を受けた場合

三 法人が合併により解散した場合

解散の事実を証する登記事項証明書（閉鎖事項証明書）

四 法人が破産又は合併以外の事由により解散した場合

解散の事実を証する登記事項証明書（閉鎖事項証明書）

3 廃業等の届出があったときは、建築士事務所の登録を抹消し、廃業等の届出副本を届出者に送付する。

（登録情報の電算化及び報告）

第5条 登録された建築士事務所について、登録情報の電算化を行い、埼玉県知事にデータを提出する。

2 建築士事務所登録状況及び建築士事務所登録申請受付状況について、埼玉県知事に報告する。

附 則

この要領は、埼玉県知事の認可のあった日（平成25年4月1日）から施行する。

附 則

この要領は、平成27年6月25日から施行する。

# 一般社団法人埼玉県建築士事務所協会 事務所登録等事務の標準処理期間に関する要綱

## (目的)

第1条 要綱は、一般社団法人埼玉県建築士事務所協会（以下「本会」という。）が、建築士法第26条の規定による建築士事務所の登録等の事務（以下「事務所登録等事務」という。）の処理に通常要する期間（以下「標準処理期間」という。）を定め、事務処理の迅速な執行を確保することにより、事務所登録等事務の公正の確保及び透明性の向上を図ることを目的とする。

## (標準処理期間)

第2条 標準処理期間は、10日間とする。

## (標準処理期間の算定)

第3条 標準処理期間は、事務所登録等事務に係る申請書等の書類を提出する行為（以下「申請等」という。）が本会到達日から起算して、本会が、申請をした者に対して通知等を行う日までの日数とする。

2 次に掲げる期間は、標準処理期間に算入しないものとする。

一 次に掲げる休日の日数

イ 日曜日及び土曜日

ロ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ハ 12月29日から翌年の1月3日まで

二 申請書の形式上の要件に係る不備等の理由による補正に必要な書類等の追加に要する日数

## (要綱の改正)

第4条 この要綱は、理事会の承認を得なければ改正できない。

## 附 則

この要綱は、一般社団法人埼玉県建築士事務所協会事務所登録等事務規程改正の認可のあった日（平成25年4月1日）から施行する。